

◎新潟県告示第579号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年5月18日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

名 称	住 所	担当する医療の 種 類	廃止年月日
南町薬局	村上市南町2丁目4番50号	育成医療・更生医療	平成30年5月1日
メッツ長町薬局	長岡市長町1丁目1665番地	育成医療・更生医療	平成30年3月31日
桂薬局	新発田市御幸町1丁目2番3号	育成医療・更生医療	平成30年4月16日
ピアスマイル薬局	胎内市あかね町26番27号	育成医療・更生医療	平成30年5月6日